



シゴト一ーク

介護保険について

平成29年9月13日

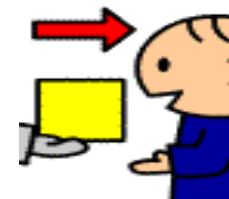
福祉部 竹下 太

介護保険とは何か??

① 介護が必要な人が使うもの！！



② 認定を受けて利用するもの！！



③ みんなで支えあう制度！！



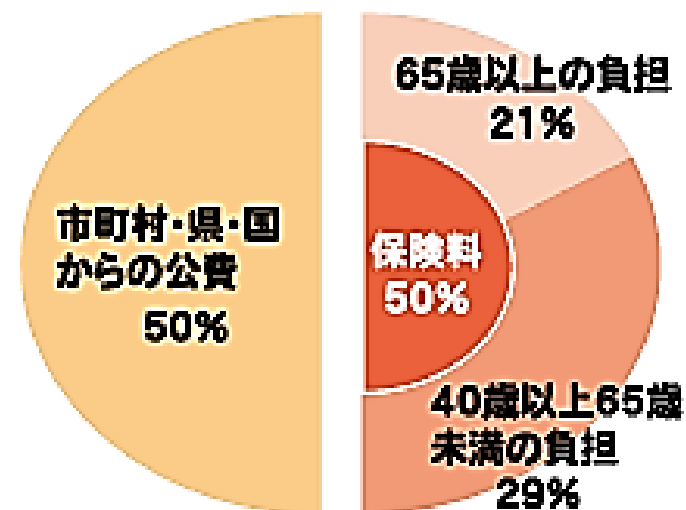
介護保険制度とは（役割）

- 介護が必要となっても、**自立した生活が送れるよう支援**する
- 家族の介護の負担を軽減し、介護を**社会全体**で支える
- 必要なサービスを**自由に選んで利用**できる
- 医療や福祉の介護サービスを総合的に利用できる

以上のことが目的として成立！！

介護保険制度のしくみ(保険料)

- 第1号被保険者→65歳以上の方
保険料は年金天引きもしくは個別納付
- 第2号被保険者→40歳以上65歳未満の方
協会健保や国民健康保険を通じて納付



難しい事は置いていて・・・

介護保険は国民の税金と保険料で賄われる！！
ということ・・・



それは無駄遣いではありませんね.....

サービスを利用できる方

●第1号被保険者→65歳以上の方●

原因を問わず介護や支援が必要になった場合に認定を受けサービスを利用することができます

●第2号被保険者→40歳以上65歳未満の方●

加齢が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となった場合に認定を受けサービスを利用することができます

例：脳血管疾患、パーキンソン病、関節リウマチ等(16疾病)

がん末期（医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。）

筋萎縮性側索硬化症

後縦靭帯骨化症

骨折を伴う骨粗しょう症

多系統萎縮症

初老期における認知症（アルツハイマー病、脳血管性認知症等）

脊髄小脳変性症

脊柱管狭窄症

早老症（ウェルナー症候群等）

糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症

脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）

進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病

閉塞性動脈硬化症

関節リウマチ

慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎等）

両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

申請しないと使えない！！

介護保険は行政や医療機関から

「どうぞ使ってください」と言われるものではありません！！



あくまで、個人の意思や理由が必要となります！

申請から認定までの流れ！！

① 要介護認定の申請をおこなう！！

介護サービスを利用するためには、要介護の認定が必要となります！

必要なもの

- 要介護・要支援の申請書（マイナンバーの記入が必要）
- 介護保険の保険証
- 医療保険証（第2号の方のみ）



お住まいの市役所で申請の手続きをおこないます！

（本人が行うことが原則ですが家族や成年後見人、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護保険施設も 申請代行できます）

② 認定調査と主治医意見書

本人の心身の状況を面談して確認し、調査項目によって聞き取りを行います。

（調査項目は全国共通！！）



③ 審査・判定

コンピューターによる一次判定と特記事項、主治医意見書を基にどのくらい介護が必要かを判定（二次判定）します。

（二次判定は市が任命する医療、保健、福祉の専門家で構成される）

④ 認定結果

介護認定審査会の判定結果にもとづいて

(非該当 ・ 要支援1,2 ・ 要介護1~5) の区分に認定

※認定結果は原則30日以内に送付される！！



認定結果には、要介護状態区分やその理由、認定の有効期間などが記載されており、

介護保険証には区分・有効期間・支給限度額などが記載されている

要介護状態区分

※状態の説明は、あくまでめやすです。

要介護状態区分	状態のめやす	利用できるサービス・事業
非該当	食事や排泄、身の回りの世話はほとんど自分でできている。	介護予防事業
要支援1	食事や排泄はほとんど自分でできるが、掃除などの身の回りの世話に介助が必要。など	介護予防サービス
要支援2	食事や排泄はほとんど自分でできるが、身の回りや、立ち上がり等の一部に支えが必要。理解力の低下が多少見られる。など	
要介護1	食事や排泄はほとんど自分でできるが、身の回りの一部に介助が必要。立ち上がり等に支えが必要。全般的に中度の理解の低下が見られる。など	介護サービス
要介護2	食事や排泄に介助が必要なことがあり、身の回りの世話全般に介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要。全般的に中度の理解の低下が見られる。など	
要介護3	排泄や身の回りの世話、立ち上がり等がほとんどできない。歩行が自分でできない。全般的に中度の理解の低下が見られる。など	
要介護4	排泄や身の回りの世話、立ち上がり等がほとんどできない。歩行が自分でできない。問題行動や全般的に重度の理解の低下が見られる。など	
要介護5	食事や排泄、身の回りの世話、立ち上がりや歩行等がほとんどできない。問題行動や全般的に重度の理解の低下が見られる。など	

さあ 利用しよう！！

費用について

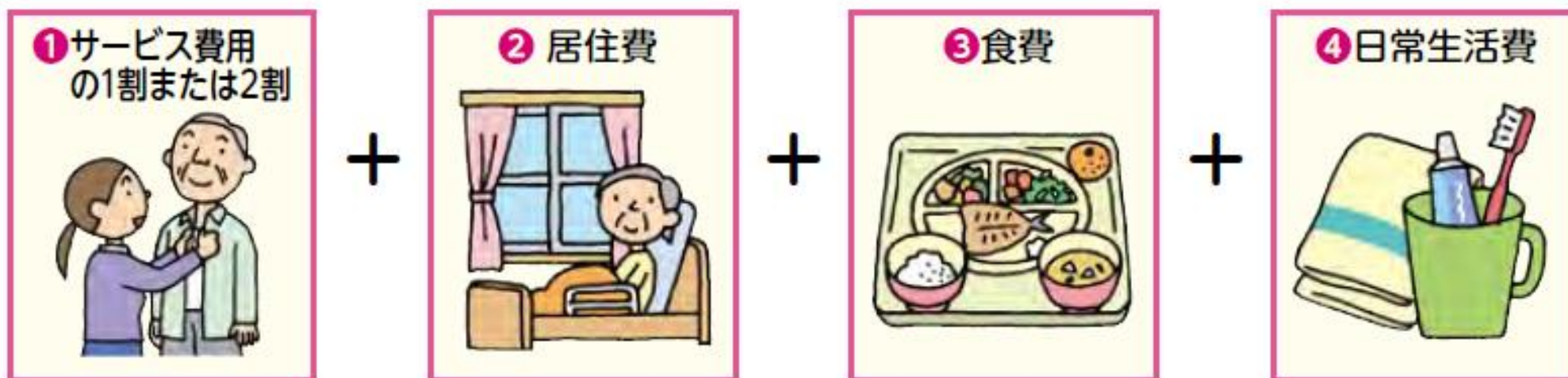
◆主な在宅サービスの支給限度額

要介護状態区分	1か月の支給限度額
要支援1	5万30円
要支援2	10万4,730円
要介護1	16万6,920円
要介護2	19万6,160円
要介護3	26万9,310円
要介護4	30万8,060円
要介護5	36万650円

※上記の支給限度額は標準地域のケースで、人件費等の地域差に応じて限度額の加算が行われます。

施設でかかる費用

介護保険施設に入所した場合は、下の①～④が利用者の負担となります。



短期入所生活介護と短期入所療養介護の食費・滞在費、通所介護と通所リハビリテーションの食費も全額利用者の負担です。

低所得の方への対応！！

●低所得の人は食費と居住費が軽減されます

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により、食費と居住費の一定額以上は保険給付されます。所得に応じた負担限度額までを負担し、残りの基準費用額との差額分は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。



ただし、次の①②のいずれかに該当する場合は平成27年8月から特定入所者介護サービス費は利用できません。

- ① 住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税
- ② ①に該当しなくても、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える

負担限度額とは??

◆負担限度額（1日当たり）

利用者負担段階		居住費等の負担限度額						食費の 負担限度額
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室		多床室		
				①特養等	②老健・療養等	①特養等	②老健・療養等	
第1段階	世帯全員が住民税非課税で、 老齢福祉年金の受給者。 生活保護の受給者	820円 (2.5万円)	490円 (1.5万円)	320円 (1.0万円)	490円 (1.5万円)	0円 (0円)		300円 (1.0万円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、 本人の合計所得金額+課税年 金収入額が80万円以下の人	820円 (2.5万円)	490円 (1.5万円)	420円 (1.3万円)	490円 (1.5万円)	370円 (1.2万円)		390円 (1.2万円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、 本人の合計所得金額+課税年 金収入額が80万円超の人	1,310円 (4.0万円)	1,310円 (4.0万円)	820円 (2.5万円)	1,310円 (4.0万円)	370円 (1.2万円)		650円 (2.0万円)
一般 基準費用額	第1段階から第3段階以外の 人	1,970円 (6.0万円)	1,640円 (5.0万円)	1,150円 (3.5万円)	1,640円 (5.0万円)	平成27年8月~ 840円 (2.6万円)	370円 (1.2万円)	1,380円 (4.2万円)
						平成27年4~7月 370円 (1.2万円)		

※下段の（ ）内の金額は、1か月の費用の概算です。

※①は特別養護老人ホーム、短期入所生活介護の場合。②は介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護の場合。

利用できるサービス

- 在宅サービス（環境調整を含む）
- 地域密着型サービス
- 施設サービス

利用できるサービス(居宅サービス)

訪問介護 (ホームヘルプ)

- ・ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理・洗濯などの生活援助を行います

訪問入浴介護

- ・介護職員と看護師が家庭を訪問し浴槽を提供して入浴介護を行います

訪問 リハビリテーション

- ・医師の指示に基づき理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が家庭を訪問しリハビリテーションを行います

訪問看護

- ・医師の指示に基づき看護師が家庭を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行います

利用できるサービス(居宅サービス)

居宅療養管理指導

- ・ 医師・歯科医師・看護師、薬剤師、管理栄養士などが家庭を訪問し療養上の管理や指導を行います

通所介護 (デイサービス)

- ・ デイサービスセンターなどで入浴・食事などの日常生活上の支援や生活機能の維持・改善のための支援を行います

通所リハビリテーション (デイケア)

- ・ 老人保健施設や医療機関などで食事・入浴などの日常生活上の支援やリハビリテーションを行います

ショートステイ

- ・ 福祉施設や医療施設に短期間入所して日常生活上の支援や訓練を受けることができます

利用できるサービス(環境調整)

福祉用具貸与

- ・ 日常生活の自立を支えるための福祉用具が貸与されます
例：車いす、電動ベッド、歩行器など ※介護度によって貸与可能な品目が変わります

福祉用具購入

- ・ 入浴や排泄などに使用する福祉用具を購入した場合、その費用の9割が申請により支給されます(年度毎に10万円まで)

住宅改修費支給

- ・ 住宅での生活支援に向け手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした場合費用の9割が事前申請により支給されます(原則20万円まで)



利用できるサービス(地域密着型)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・要介護の認定を受けた人が、日中・夜間を通じて、定期巡回と随時対応による訪問介護・訪問看護を受けられます

夜間対応型訪問介護

- ・要介護の認定を受けた人が、定期巡回または通報により夜間専用の訪問介護を受けられます

小規模多機能型居宅介護

- ・利用者は、「通い」を中心に、「訪問」や「宿泊」などを柔軟に組み合わせて利用できます。利用に当たっては、事業所が利用者の状態や希望に応じてケアプランを作成します

※地域密着型は提供している事業所のある市区町村にお住まいの方が利用できるサービスです。

利用できるサービス(施設)

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

- ・ 常時介護が必要な方で居宅での生活が困難な方が入所し日常生活上の介助や支援が受けられます

介護老人保健施設

- ・ 状態が安定している方が在宅復帰を目標とし入所される施設。リハビリテーションに加え日常生活上の介助や支援が受けられます

介護療養型医療施設

- ・ 急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人に医学的管理に基づき、看護、介護、リハビリテーション等を短期間行う施設(病院)です

有料老人ホーム サービス付き高齢者住宅

- ・ 入居されている高齢者に対し食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や介護を受けられます(施設により様々な特徴があります)

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

- ・ 認知症の人が5~9人で共同生活をしながら入浴、食事などの介護や支援を受けるサービスです

ご清聴
ありがとうございました



[引用・参考文献]
福岡市ホームページ
厚生労働省：公的介護保険制度の現状と今後の役割